

業務の目的・意義

- 東日本大震災以降、復興事業で整備した数多くの公共施設について、効率的・効果的な運営が求められるほか、今後増加が見込まれる遊休公共施設についても、積極的な利活用を行う必要がある。
- 一方で、職員数は減少しており、課題解決のためには民間事業者の活力やノウハウを活用することが有効であり、官民連携の取組を推進すべく、「石巻市PPP/PFI導入基本方針」を策定するに至った。

優先的検討規程に基づいた運用支援（廃校活用事業）

①事業概要

- 石巻市は少子化に加え、東日本大震災の影響により人口減少が一気に加速している。今後の公共施設整備においては、各地域の人口や公共施設の利用状況等を踏まえ、再配置や統廃合についても検討する必要がある。
- 学校においても適正規模を下回る学校が増加傾向にあることから、学校の統廃合を含めた配置の在り方を見直すこととしており、今後は「小・中学校の学区再編計画」に伴う統廃合の増加が見込まれる。
- 中津山第一小学校は、上記計画に伴う廃校事案であり、今後増加が見込まれる廃校利活用を見据え、今回の支援において情報の整理を行った。

②支援内容

- 本事業への民間活力導入の可能性を検討するため、基本情報や上位計画の整理を行った上で、廃校活用事例の調査を実施した。

③今後の検討課題

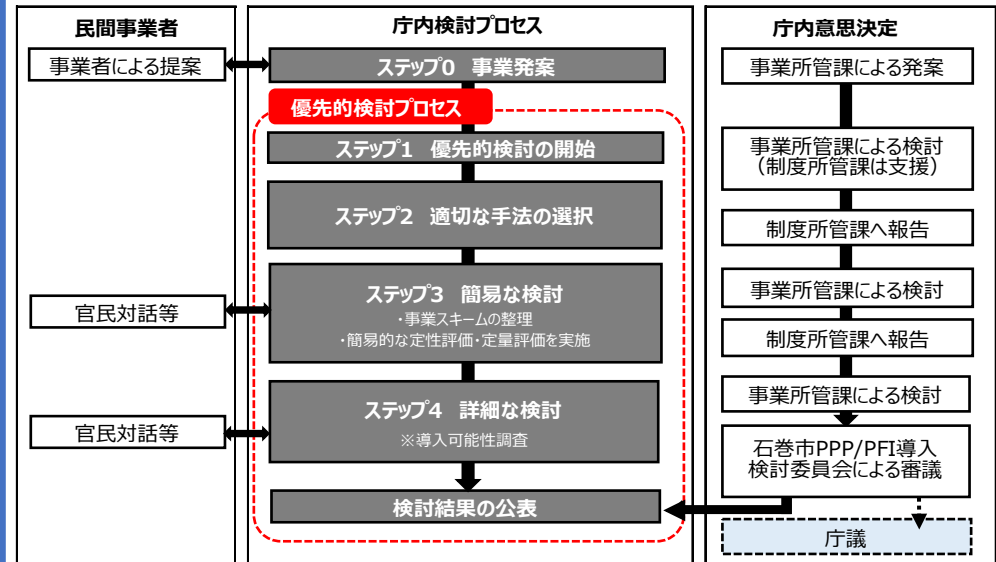
- 対象の校舎・屋内運動場は建築から約50年が経過しており、建物をそのまま残して活用するのか、もしくは取り壊した上で利活用を検討するのか等の判断も必要となる。
- 公有財産利活用事業においては、民間事業者の関心度や参入意欲の高さといった対象財産のポテンシャルを把握することが重要であり、今後は官民対話等を通じて把握していく必要がある。

優先的検討規程の策定

- 優先的検討規程を策定する際のポイントを以下のとおり整理した。

- **対象事業分野** 公共施設整備・維持管理運営事業・公有財産利活用事業
- **対象基準（※）** 公共施設整備・維持管理運営事業：施設整備費10億円以上、維持管理運営費1億円以上、公有財産利活用事業：1,000㎡以上の未利用地
※基準を満たさなくとも明らかに民間の参入が見込まれる場合は対象とする。
- **検討プロセスと庁内体制** 制度所管課が事業所管課を支援
- **民間事業者との情報共有・対話** 優先的検討のステップにおいて民間事業者との対話の機会を設定
- **検討・評価事項と判断基準** 簡易な検討において検討、評価、判断する基準を明確化

【公共施設整備・維持管理運営事業における優先的検討プロセスの全体像】



運用に関する課題と対応策

- 市への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を①～③のとおり整理した。

①	発案した事業を優先的検討の俎上に載せるための工夫 (地方公共団体の事業の発案状況を踏まえた検討対象となる事業規模の設定等)
②	事業担当課を支援する庁内体制の実行（制度所管課等による事業所管課の支援）
③	優先的検討規程・PPP/PFIの基礎知識等に関する定期的な庁内周知・検討状況の把握 (優先的検討規程の周知・発信、制度所管課による全庁的な把握、庁内研修の実施等)

対象： 千葉県印西市

業務の目的・意義

- 幅広いPPP手法（PFIを含むPPP手法全般）の活用をより積極的に検討するための基本的な考え方や手順等を示した優先的検討規程として、「印西市PPP（公民連携）導入検討指針（以下「印西市PPP導入指針」という。）」の素案を策定する支援を行う。
- 策定した印西市PPP導入指針に基づいた運用支援を行う。

優先的検討規程に基づいた運用支援（原小学校分離新設校整備事業）

①事業概要

- 印西市の児童生徒数は、昭和59年に始まる千葉ニュータウン中央駅圏への入居を契機に増加し、小学校で平成7年度、中学校で平成10年度を境に減少に転じている。その後、小学校で平成21年度、中学校で平成25年度に下げ止まり、増加傾向に転じ、小学校では令和8年度にピークを迎えるが、中学校は今後も増加するものと予測されている。
- 印西市において、児童数の増加が見込まれるなか、現原小学校区の児童数は令和10年度及び11年度に最大となる見通しである。児童数の増加に鑑みると、新設校整備の対応は喫緊の課題となっている。
- 令和12年度以降は児童数の減少が続く見込みとなっているため、一定期間経過後の原小学校への再統合も念頭において計画を進める必要がある。

②支援内容

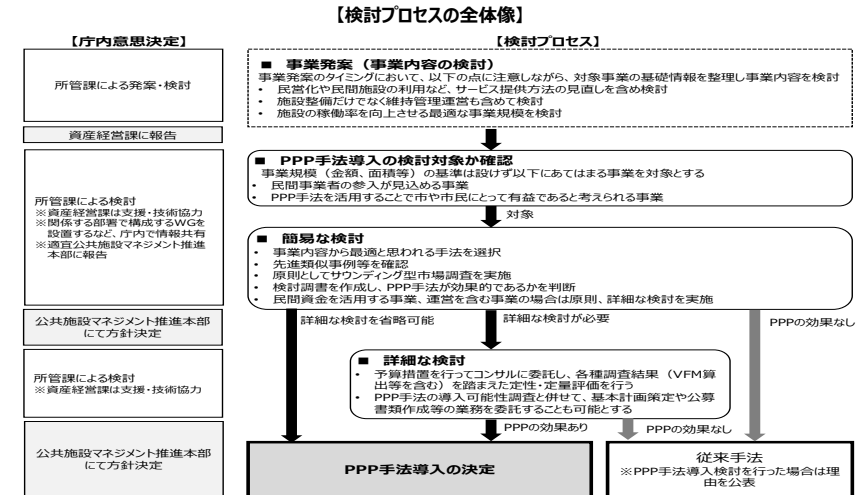
- 検討を一步進めることを目的として、対象事業の基礎情報の整理を行い、適切と想定されるPPP手法とそのメリット・課題（留意点）、類似事例等についてとりまとめの支援を実施した。

③評価結果

- 本事業に求められるスピード感や柔軟な対応（令和12年度以降の児童数減少）より、新設校はリース方式等、PPP手法を活用した整備が望ましいと考えられる。
- 事業の実現に向け、様々なステークホルダー（学校関係者、児童、保護者、地域住民、候補地の地権者等）との調整を迅速かつ丁寧に進めていく必要がある。

優先的検討規程の策定

- 優先的検討規程を策定する際のポイントを以下のとおり整理した。
- **対象事業分野**：「公共施設整備・管理運営事業」及び「公有財産利活用事業」
- **対象基準**：「①民間事業者の参入が見込める事業」もしくは「②PPP手法を活用することで市や市民にとって有益であると考えられる事業」
- **検討プロセスと庁内体制**：制度所管課が事業所管課をサポート
- **民間事業者との情報共有・対話**：優先的検討のステップにおいて民間事業者との対話の機会を設定
- **検討・評価事項と判断基準**：簡易な検討においてPPP手法による多様な効果を具体的に把握



運用に関する課題と対応策

- 市への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を①～③のとおり整理した。

①	優先的検討対象基準の柔軟な設定・運用における検討 （幅広い検討を行っていくための対象基準の設定、運用状況を見極めつつ、柔軟な運用を検討）
②	事業担当課を支援する庁内体制の実行（制度所管課等による事業所管課の支援）
③	優先的検討規程・PPPの基礎知識等に関する定期的な庁内周知・検討状況の把握 （優先的検討規程の周知・発信、制度所管課による全庁的な把握、庁内研修の実施等）

業務の目的・意義

- 令和6年3月に町は、「瑞穂町PPP/PFI導入ガイドライン（ver.1.2）」を独自に策定しているが、庁内でのガイドラインの活用が進んでいない課題があった。加えて、前項にも掲げる多摩都市モルルール箱根ヶ崎方面延伸に伴う事業が、町にとって今後より一層重要な事業となることから、当該事業に関してガイドラインを活用することでPPP/PFI導入の検討を進めたいという課題もあった。前項の町の現状及び策定済のガイドラインの活用状況を踏まえ、町においてPPP手法の導入を進めるため、町の実態に即した庁内推進体制や検討プロセス等を明確にすることで、民間活力の積極的な活用を推進する仕組みを再構築することを目的に、「瑞穂町PPP/PFI導入ガイドライン（ver.1.2）」の改定を行う。

優先的検討規程の改定

- 優先的検討規程を改定する際のポイントを以下のとおり整理した。

1. 検討プロセスと庁内体制

- 内閣府のPPP/PFI優先的検討指針に沿ったプロセスの中で、各ステップ自体を明確化するとともに、各ステップにおいて実施すべき事項とその主体を詳細化および明確化
- 制度所管課が事業担当課の検討を支援することを明文化し、相互に協力的な推進体制を構築

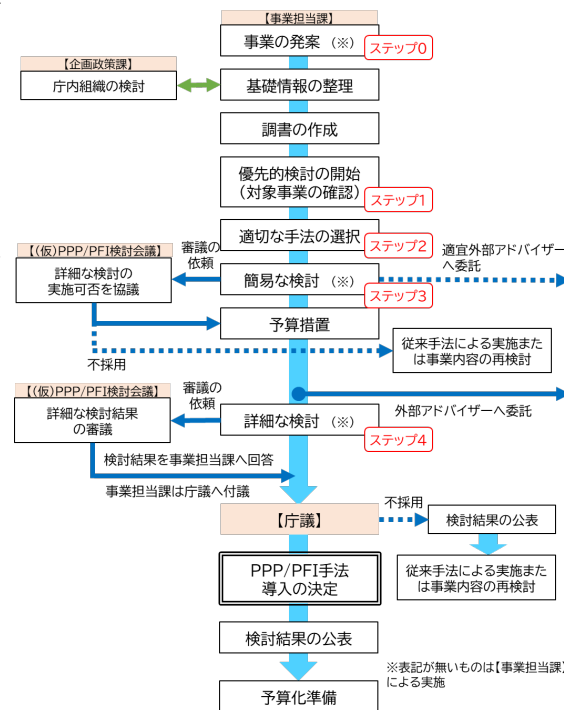
2. 優先的検討の対象事業の基準

- 公共施設整備・維持管理運営事業：「事業費の総額が10億円以上」「単年度の事業費が1億円以上」（→変更なし）、事業規模で定める基準に該当しない場合でも、町または他自治体で実績のある事業で、民間事業者の参入が期待できるものについては導入の検討が可能（→新規追加）
⇒基準に変更は無いが、非該当の場合の検討対象を具体化
- 公有財産利活用事業：「土地面積500㎡以上」「当行行政利用が見込まれない財産」と「民間活用に支障がない財産」
⇒新規追加

3. 検討・評価事項と判断基準

- 簡易な検討の段階で実施すべき具体的な内容や、定性評価と定量評価ともに確認および評価すべき項目を明確化
- 定量評価は場合によっては省略を可能とし、簡易な検討段階における定量評価（簡易VFMの算出）が円滑な検討を妨げることが無いように配慮
- PPP/PFI手法による多様な効果を具体的に把握するためのステップを新設

公共施設整備・維持管理運営事業における優先的検討プロセスの全体像



運用に関する課題と対応策

- 優先的検討規程を運用する上での課題・対応策等を以下のとおり整理した。

1. 発案した事業を優先的検討の対象とするための工夫

- 公共施設整備・維持管理運営事業の当該基準は、内閣府が示す「優先的検討指針」に従いPPP/PFI導入の効果を重視したものであるが、瑞穂町から発案される機会は限定的であると想定される。実効性のあるガイドライン（改定後）の運用を図るためには、基準を下回る小規模な事業は複数事業の包括化の可能性を探るなどにより、事業規模を拡大し優先的検討の対象とすることが求められる。

2. 簡易な検討段階における外部委託と評価

- 庁内事情を考慮し、簡易な検討の段階で予算の確保が可能な場合は、必要に応じて外部の専門家へ委託することを可能としているが、仮に予算の確保ができなかった場合に検討が止まることを避けるため、定量評価は適宜省略可能とした。定量評価に関しては厳格な追求を必須とせず、定性評価のみでもPPP/PFI導入の導入可能性を柔軟に捉えられるような検討の進め方が望まれる。

3. 制度所管課による庁内支援の推進

- 改定後ガイドラインにおいて、事業発案時に、事業担当課から制度所管課への報告を定めている。ただし、優先的検討の開始時期は明記していないため、制度所管課は各事業担当課が適切なタイミングで検討を開始できているかどうかに対して目を配ることが必要になる場合がある。制度所管課は、庁内で漏れなく事業化の検討が進められているかについて各事業担当課の状況を適宜把握・確認するとともに、検討が進んでいない場合は、事業担当課等に対し検討を要請することも、事業を支援する立場として有効と考えられる。

業務の目的・意義

- PPP/PFI手法の導入を検討するために必要となる基本的な考え方を整理するとともに、市がPPP/PFI手法の導入の可能性を、自ら公共施設等の整備・維持管理等を行う従来型手法よりも優先して検討していくに当たり、検討の対象となる事業分野や検討プロセス等の基本的な考え方を示すことを目的として策定する。
- 策定した優先的検討規程に基づいた運用支援を行う。

優先的検討規程に基づいた運用支援

（支援対象事業：モータルコネクト（交通モード間の連携）拠点整備事業）

①事業概要

- 支援対象事業では、市内に点在する観光地や主要施設を結ぶ多様な交通手段の確保により市内の回遊性・交通利便性を向上させ、首都圏からの高速バス観光需要を取り入れることで、賑わいづくりに寄与する新たな交通拠点を整備するものである。
- 支援対象事業は令和6～7年度に、市が別途コンサルタントに委託し、基本計画の策定・簡易な検討が進められている。

②支援内容

- 別途進められている基本計画の検討内容について、「ステップ0 事業発案」「ステップ2 適切な手法の検討」「ステップ3 簡易な検討」の各ステップで確認する情報について、優先的検討規程内の様式にまとめた。
- 別途進められている基本計画の中で、事業の評価等が行われることから、本支援では評価等は行わない。

優先的検討規程の策定

- PPP/PFI優先的検討規程を策定する際のポイントを整理し、千曲市民間活力導入規程（案）の策定支援を行った。

1：対象事業分野	対象事業分野は「公共施設整備・管理運営事業」、「公有財産利活用事業」、「連携協定に基づく公民連携事業」と設定。
2：優先的検討の対象とする基準	優先的検討の対象とする事業の基準は設けず、広く優先的検討の対象とする。これにより優先的検討規程の積極的な運用を行い、庁内で検討ノウハウの蓄積を進める。
3：検討プロセスと庁内体制	事業所管課が中心に検討を進め、制度所管課が検討のサポートをする。また「庁内決定会議（選定委員会）」を設置し、PPP/PFIの導入検討を行う。
4：民間事業者との情報共有・対話	民間事業者のノウハウを活用するために、民間事業者との対話の機会を設定し、サウンディング等を実施する。
5：検討・評価事項と判断基準	PPP/PFI手法の導入を判断する基準（経済的な効果に留まらない多様な効果を含む）を明確化している。

【規程で対象とする事業分野別の優先的検討プロセスの全体像】

	公共施設整備・管理運営事業	公有財産利活用事業	連携協定に基づく公民連携事業
概要	・公共施設等の整備事業 ・公共施設等の維持管理・運営事業	・利用予定がない土地・建物を対象に、地域課題解決や、市の歳入確保等を目的に賃貸借や売却を図る事業	・民間事業者と連携・協力についての協定を締結し、公民連携事業を推進する事業。
対象事業分野	・公共建築物：学校教育施設・文化施設・スポーツ施設・庁舎・保育園・市営住宅等 ・インフラ施設：市道・橋りょう・公園施設・土地改良施設・河川管理施設、上下水道施設等	・廃校活用 ・余剰地を活用した民間施設整備等	・官民が連携して進める民間事業
対象基準	事業規模等に関わらず検討を行う	行政利用が見込まれず民間活用に支障がない財産は、財産の規模等に関わらず検討を行う	事業規模等に関わらず検討を行う
検討プロセス	ステップ0 事業発案 ・対象事業の基礎情報の整理	事業発案 ・対象事業の基礎情報の整理	事業発案
	ステップ1 基本検討	基本検討	基本検討
	ステップ2 適切な手法の選択	財産の取り扱い方針の整理	簡易官民対話
	ステップ3 事例調査及び定量評価	類似事例の調査	定量・定性評価
	ステップ4 官民対話及び総合評価	民間事業者との対話	ゼロ予算で出来ることの実施や次年度への準備
	ステップ5 詳細な検討 ・導入可能性調査	詳細な検討（必要に応じて） ・導入可能性調査	協定の締結及び事業化の推進

※今回策定した優先的検討規程・ガイドラインの素案については、千曲市内において調整・検討を進め、令和8年度からの運用を目指す

運用に関する課題と対応策

- 市への支援の過程から得られた知見の中から、他の地方公共団体における検討にあたっての留意点・課題等を①～④のとおり整理した。

①	庁内における規程・PPP/PFIの周知・知識向上：規程の運用定着に向けた周知・発信、PPP/PFIの必要性の機運醸成
②	制度所管課による庁内支援の推進：制度所管課の知識・ノウハウ向上、得られた知見の庁内還元
③	運用を通じた優先的検討の対象基準の設定：規程運用を通じた得られた課題を踏まえ、後から実態に即した基準の設定
④	詳細な検討の省略時の十分な確認：詳細な検討による事業内容の精緻化と外部委託費の費用対効果の確認